

特集 高梁国際ホテル 専門人材の力を活用へ



令和8年6月定例会では、高梁国際ホテルの経営基盤の強化として、総務省の「地域活性化起業人制度」を活用する予算が可決されました。

1| 地域活性化起業人制度とは？

- 都市部の企業で経験を積んだ社員を一定期間自治体へ派遣し、その専門知識や経験を地域づくりに生かす総務省の制度です。
- 行政では十分な対応が難しい専門分野に、民間企業のノウハウを取り入れることで、新しい視点から地域の課題解決を進めることを目的としています。
- 派遣期間は 6 か月～最長3年間
- 企業で培った経験を地域に還元し、自治体職員や地域事業者と連携しながら取り組みを進めます。

2| 高梁国際ホテルの経営基盤の強化

高梁国際ホテルは、市が物件を所有する市内唯一のシティホテルです。宿泊機能だけでなく、会議や各種宴会、観光客の受け入れなど、地域経済を支える役割を担っています。

今回、市ではこの制度を活用し、高梁国際ホテルへ派遣する専門人材2名を受け入れることとなり、ホテル経営に関する専門的な知識やノウハウを取り入れ、経営改善につながることを期待しています。

3| ホテル経営に対する市の関わり

- 市はホテルの経営を直接行う立場ではない。
- 市有施設としての役割を踏まえ、専門人材や金融機関などから取り組み状況の報告を受けながら、必要な確認や助言を行う。
- 専門人材の派遣期間は 3 年間で予定しており、その期間の経営改善の取り組み状況を踏まえ、今後の方向性を判断していく考えが示された。

4| 当該制度などを活用した人材の受け入れ状況

【ANA】令和2年4月～令和5年3月
観光関係組織の強化、人材育成、経済効果に繋がる観光戦略確立

【JR 西日本】令和3年10月～令和7年3月
観光プロモーションの企画・調整

【CCC】令和6年6月～令和9年3月
高梁地域 DMO の基礎的組織づくり

【ABC Cooking Studio】令和7年4月～令和9年3月
市の特産品の魅力の向上と情報発信

【クリエイティブ教育ラボ】令和7年4月～令和9年3月
小・中・義務教育学校における ICT 活用のアドバイス

【穴吹エンタープライズ】令和8年8月～令和9年3月
高梁国際ホテルの運営体制の強化支援

6月定例会

議論のポイント

令和8年6月定例会に提出された議案を、Q&Aでわかりやすく紹介します。

議案は、このような流れで審議されます



市民
文教

議案第 72 号

高梁市病院・診療所等
使用料及び手数料条例の
一部を改正する条例

Q

入所者の食費を現行 760 円から 800 円に引き上げる理由は？
また、今後の物価高に対応できるのか。



A

食事療養費は材料費などを考慮して国が基準を示しており、基準額の引き上げを受け、改正するものです。今後、物価高騰等により国の基準の改正があれば、同様の対応としたい。

総務
産業

議案第 73 号

令和8年度高梁市
一般会計補正予算
(第1号)

Q

穴吹エンタープライズの行政との連携実績は議会で説明があったが、今まで行政との事業が失敗した事例、撤退・契約が失敗した事例などリスク部分の調査はしているのか。

A

信用調査を行っている。その中において民間であるため、過去の財務状況等もあるが、失敗という記載は確認されてない。

Q

本会議で市は直接経営には関与せず報告体制を取ると答弁があった。その報告体制に関しては議会に説明して説明責任を果たすとのことだったが、経営改善の過程と議会への説明はどれくらいの期間で考えているか。

A

株式会社高梁国際ホテルからは、毎月の試算表や収支報告をいただいている。議会には、今までも普通貸借契約の更新のタイミングで説明してきた。また、賃貸借契約に伴った家賃に関する覚書を3年に1度交わす形になっており、節目節目で議会に説明する。



議員はどう判断した？

賛否が分かれた各議案・請願の採決結果

○：賛成 ●：反対

議案・請願番号	議案名	榎	前野	川上雅	藤岡	小黒	長田	松岡	平松	金尾	森	宮田好	小林	倉野	川上博	宮田公
議案第 72 号	高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第 3 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の請願について	●	●	●	○	●	●	○	●	○	●	○	●	●	●	●
請願第 4 号	高梁市人と猫の調和ある共生に関する条例制定の請願書（継続審査）	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○	●	●	●

※議長は採決に加わりません。他の議案は全会一致で採択となりました。

議決
について

採 択：請願の内容を妥当と認め、賛同する意思を決定します。
不採択：請願の内容は妥当と認められないと判断します。
継続審査：さらに調査や検討のため、審査を継続します。